

**手続名**  
家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定

担当課・係（連絡先）

建築指導課・建築指導・住宅G（049-252-7127）

**手続説明**

・概要  
公営住宅の家賃は低廉なものです。が、支払い能力が失われ又は著しく低下した入居者に対しては、入居時において又は入居後そのような状態に陥った時、家賃、敷金又は金銭の徴収の猶予を行うことができます。

- ・要件
- ①入居者又は同居者が病気、事故等により著しく収入が減少したとき。
  - ②入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
  - ③上記の場合に準ずる特別な事情があるとき。

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- ・市営住宅家賃減額(免除)・徴収猶予申請書  
添付書類  
(1)医師による診断書(病気等療養中の方に限る。)  
(2)災害による証明書(交通事故の場合に限る。)  
※その他事情に応じて書類を提出していただくことがあります。
- ・個人番号届出書
- ・障害者手帳等の写し

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/sumai/shiei\\_kenei\\_jutaku/shiei-kenei.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/shiei_kenei_jutaku/shiei-kenei.html)

出張所での取扱い  
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い  
なし